

事業報告書

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

石油海事協会

I. はじめに

当協会は、石油の海上輸送に関する安全及び油濁補償制度の調査・研究を行うと共に、国際油濁補償基金(International Oil Pollution Compensation Funds = IOPC Funds)、石油会社国際海事評議会(Oil Companies International Marine Forum = OCIMF (オキムフ))等の活動への参画や関係省庁(国土交通省等)及び民間機構(石油連盟、公益財団法人日本海事センター等)との連携や調整を行うなど、石油の海事問題に取り組んでいます。

現行の国際油濁補償制度は、1967年3月に英国で発生した「トリー・キャニオン号」(クウェート原油 約90万バレル積載)の事故を契機として発足したもので、次のとおり、3つの国際条約①②③(=「3層構造」)とそれらを補足する2つの民間自主協定④⑤から成り立っています。

- ①92年民事責任条約 (船主による賠償を規定)
- ②92年基金条約 (油受取人が拠出する基金による補償を規定)
- ③追加基金議定書 (油受取人が拠出する基金による補償を規定)
- ④小型タンカー油濁補償協定 (小型タンカーに関する民間自主協定)
- ⑤タンカー油濁補償協定 (タンカーに関する民間自主協定)

OCIMF は、前述の「トリー・キャニオン号」の事故を契機に、原油及び石油製品の荷役とターミナル操業に利害関係を有する石油会社が集まり、1970年4月に設立されました(登記バミューダ・本部ロンドン)。タンカーとターミナルの安全向上に資するガイドラインの設定やガイドブックの発行、SIRE (Ship Inspection Report Programme) と呼ばれる検船システム(1993年開始)の運営の他、関係国際機関への提言等も行っています。

以下、当協会の2019年度の業務概要を報告します。

Ⅱ. 会員関連業務（会議・委員会の開催、情報・資料の配付等）

1. 総会

(1) 第50回 通常総会（2019年7月25日）

- ① 2018年度 事業報告に関する件
- ② 2018年度 決算報告に関する件
- ③ 2019年度 予算(案)に関する件
- ④ 2019年度 後期会費分担(案)に関する件
- ⑤ 2019年度 理事選任に関する件
- ⑥ 2019年度 監事選任に関する件
- ⑦ その他

2. 理事会

(1) 第52回（2019年4月10日；紙上開催）

- ① 副会長1名の選任に関する件

(2) 第53回（2019年7月25日）

- ① 2019年度 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選任に関する件
- ② その他

3. 常任理事会

(1) 第243回（2019年4月10日；紙上開催）

- ① 常任理事4名の選任に関する件

(2) 第244回（2019年5月13日）

- ① 国際油濁補償基金・92年基金運営評議会(4月1～2日開催)報告
- ② 当協会会長と国土交通省海事局長の面談での対応方針
- ③ その他

(3) 第245回（2019年7月25日）

- ① 2018年度 決算報告に関する件
- ② 2019年度 予算(案)に関する件
- ③ 2019年度 後期会費分担(案)に関する件
- ④ 2019年度 役員候補に関する件
- ⑤ 国際油濁補償制度に関わる最近の動向（報告事項）
- ⑥ その他

(4) 第 246 回 (2019 年 12 月 10 日)

- ① IOPC 基金会合の報告、現状把握 及び 問題解決に向けた取り組みについて
- ② OCIMF 関連報告
- ③ その他

(5) 第 247 回 (2020 年 1 月 23 日 ; 紙上開催)

- ① 常任理事 1 名の選任に関する件

(6) 第 248 回 (2020 年 2 月 25 日、紙上開催)

- ① 2019 年度 仮決算に関する件
- ② 2020 年度 仮予算(案) に関する件
- ③ 2020 年度 前期会費分担(案) に関する件

4. 総務委員会

(1) 第 63 回 (2019 年 7 月 4 日)

- ① 2018 年度 決算
- ② 2019 年度 予算(案)
- ③ 2019 年度 後期会費分担(案)
- ④ 2019 年度 役員候補
- ⑤ 専務理事の退職金
- ⑥ その他

(2) 第 64 回 (2020 年 2 月 19 日)

- ① 2019 年度 仮決算
- ② 2020 年度 仮予算(案)
- ③ 2020 年度 前期会費分担(案)
- ④ その他

5. 業務委員会

(1) 第 287 回 (2019 年 5 月 24 日)

- ① 副委員長の選出
- ② 国際油濁補償制度について
- ③ IOPC 基金を巡る昨今の動き/課題 及び 国土交通省 海事局への働きかけについて
- ④ その他

(2) 第 288 回 (2019 年 12 月 4 日)

- ① 委員長の選出
- ② IOPC 基金を巡る昨今の情勢 及び 今後の対応
- ③ OCIMF 関連：現況、PIMA との関係、各会議 及び
アジア太平洋地域マリン・フォーラム
- ④ その他

6. 技術委員会

(1) 第 14 回 (2020 年 3 月 3 日)

新型コロナ・ウィルス感染症への懸念から中止した。

7. その他

(1) 資料の和訳及び配付

- ① IOPC 基金 Annual Report 2018(2018 年年次報告書) 及び
- ② Incidents Involving the IOPC Funds (2019 年 8 月時点で基金が関与していた事故及び過去 1 年の間に決着した事故に関する最新の基金文書)を和訳し、会員及び関係先に配付した。

(2) 国際油濁補償制度の説明会

- ① 2019 年 11 月 20 日：コスモ石油株式会社で実施
- ② 2020 年 1 月 30 日：JX オーシャン株式会社で実施

Ⅲ. 対外業務 (会議への出席等)

1. IOPC 基金関連 (代表は日本国；当協会はアドバイザーとして出席)

(1) 2019 年 4 月 1～2 日 (ロンドン)

- ・92 年基金第 19 回運営評議会(総会代替)、92 年基金第 72 回理事会
及び 追加基金第 7 回特別総会

(2) 2019 年 6 月 17～21 日 (ロンドン)

- ・ショートコース(国際油濁補償体制、クレーム提出・処理等に関する研修会)

(3) 2019 年 10 月 28～31 日 (ロンドン)

- ・92 年基金第 24 回総会、92 年基金第 73 回理事会 及び 追加基金第 16 回総会

(4) 2020 年 3 月 11～13 日 (ロンドン)

- ・92 年基金総会、92 年基金理事会 及び 追加基金特別総会

新型コロナ・ウィルス感染症への懸念から中止された。

- (5) 上記の他、複数の他国の拠出者との間で、国際油濁補償制度に関する意見交換を行った
(面談・電話)。

2. OCIMF 関連

- (1) 2019年4月23日 (ロンドン)
・第71回法律委員会
- (2) 2019年6月6日 (ヒューストン)
・第83回理事会
- (3) 2019年10月9～10日 (サンアントニオ)
・第89回業務委員会 (General Purposes Committee)
- (4) 2019年10月16日 (ニューヨーク)
・第72回法律委員会 (国際油濁補償基金 マウラ事務局長 来日対応により欠席)
- (5) 2019年11月6日 (上海)
・第84回理事会
- (6) 2019年11月7日 (上海)
・アジア太平洋地域マリン・フォーラム
- (7) 2020年1月28～29日 (ロンドン)
・第11回 Global Inland and Coastal Barging Focus Group (バージの検船を巡る諸問題を検討する、業務委員会の下部組織)
JXTG エネルギー株式会社から電話会議で出席
- (8) 2020年2月5～6日 (ドバイ)
・第36回 SIRE Focus Group (SIRE (Ship Inspection Report Programme = 検船システム)に関する検討等を行う、業務委員会の下部組織)
出光タンカー株式会社からオブザーバとして出席
- (9) 2020年3月11～12日 (ロンドン)
・第90回業務委員会 (新型コロナ・ウィルス感染症への懸念から、電話会議で参加)

3. 国際海事機関 (International Maritime Organization; IMO)

- (1) 2020年3月16～20日 (ロンドン)
・第107回法律委員会
新型コロナ・ウィルス感染症への懸念から中止された。

4. その他

- (1) 油濁問題委員会 (公益財団法人 日本海事センター)
- (2) IMO 法律問題委員会 (同上)
- (3) 2010 年 HNS 条約の国内法制化に関する検討委員会 (同上)
- (4) ITOPF (=旧 国際タンカー船主汚染防止連盟)
- (5) 十五日会 (石油精製・元売系油槽船会社で構成)
- (6) 日本単点係留会議 (単点係留ブイを有する会社・事業所で構成)
- (7) 海上防災等専門委員会 (一般財団法人 海上災害防止センター)
- (8) 海難救助報酬斡旋委員会 (一般社団法人 日本海運集会所)

IV. 参考資料

1. 当協会概要

(1) 名称：石油海事協会

Petroleum Industry Marine Association of Japan (PIMA)

(2) 資格：民間任意団体(法人格を持たない)

(3) 設立：1971年6月28日

(4) 事業概要：

① 石油の海上輸送に関する安全及び油濁対策の調査・研究

② IOPC 基金及び OCIMF に関し、次の諸事項を含む関連機関への意見表明及び
連絡・調整

・ 諸規約の解釈及び運用

・ 石油海上輸送実績の集計及び会費・拠出金の送付

・ 油濁損害補償関係事項

③ 関係官庁及び民間団体への意見表明及び連絡

④ その他、本協会の目的を達成するために必要な事項

(5) 会員数：29社（2020年3月末時点；2019年3月末時点では36社）

2. IOPC 基金関連

5つの国際的取り極めから成るもの：

① 92年民事責任条約（92CLC；船主による賠償を規定）

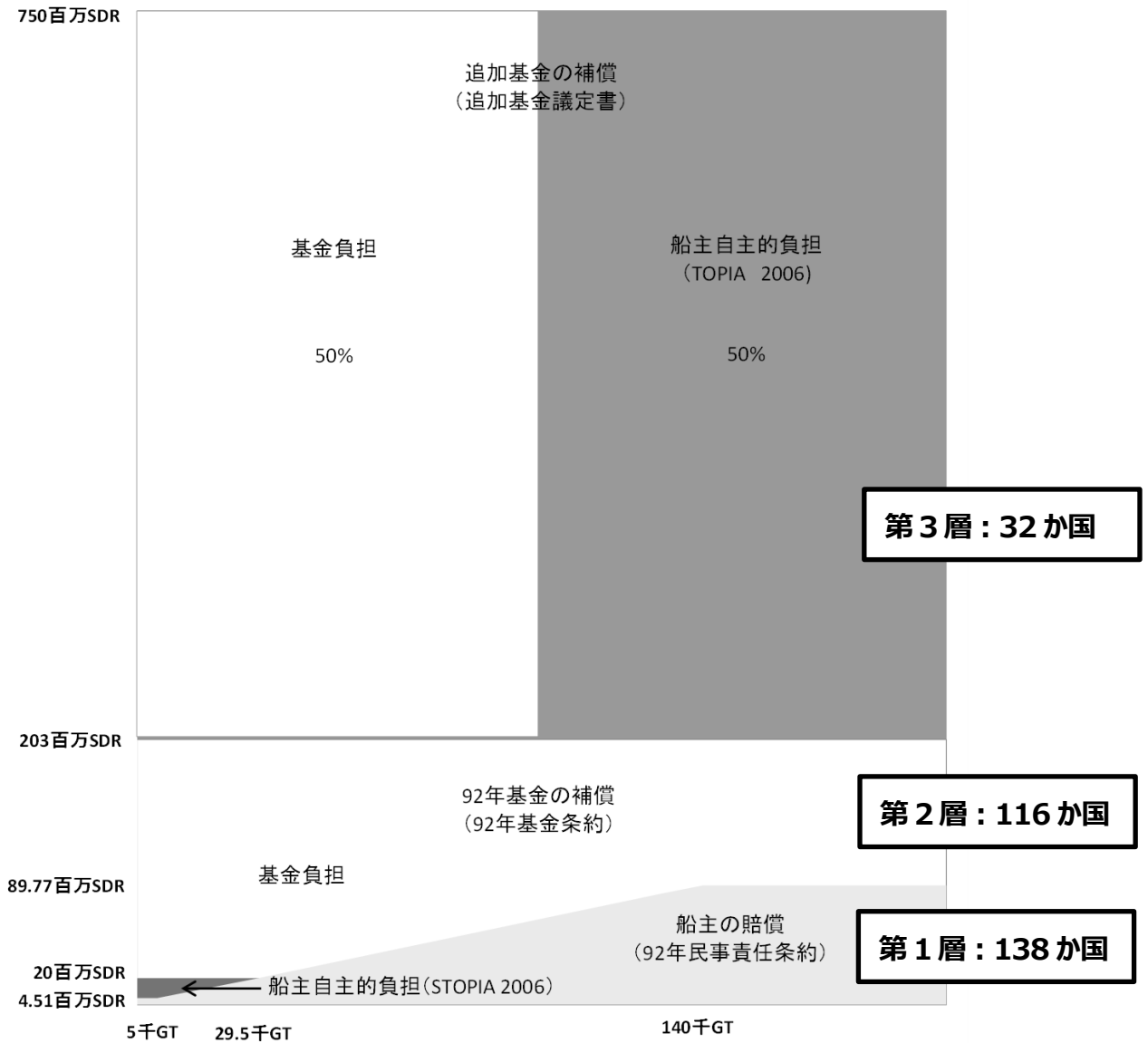
② 92年基金条約（92FC；油受取人が拠出する基金による補償を規定）

③ 追加基金議定書（SF；油受取人が拠出する基金による補償を規定）

④ 小型タンカー油濁補償協定（STOPIA；小型タンカーに関する民間自主協定）

⑤ タンカー油濁補償協定（TOPIA；タンカーに関する民間自主協定）

国際油濁補償体制(2006年2月20日以降)



SDR 1 = 148.265 円(2020年3月31日); 以下、同数値を適用

「3層構造」における 船主負担 < 油受取人負担 の是正策として：上記④及び⑤
 或るタンカーから流出した原重油による油濁損害を被った国が上記 3 つの国際条約に加盟していれば、1 事故当たり最大で SDR 750 百万(約 1,112.0 億円)まで補償される。また、そのタンカーの船主が国際 P&I グループで P&I 保険に加入しており、その保険が同グループ内でプールされ、その後、再保険に出されていれば、
 (i) 29,548 総トン以下のタンカーによる油濁事故の場合、保険者の P&I クラブは 92 年民事責

任条約の船主責任限度額を超えて最大 SDR 20 百万(約 29.7 億円)までを負担し(上記④)、
(ii) 追加基金(補償額 SDR 203 百万超～SDR 750 百万＝約 301.0 億円超～約 1,112.0 億円)が発動されるような油濁事故が発生した場合、保険者の P&I クラブは追加基金が支払う補償の 50%を負担する(上記⑤)。

(1) 新規発生のお濁事故

2019 年度中は無し。

(2) 92 年基金

① 補償限度額は船主による賠償(最大で約 133.1 億円)を含めて SDR 203 百万/件(約 301.0 億円)

② 2020 年 3 月末時点の加盟国は 116 か国 (2020 年 2 月にガイアナが加盟した)

③ 2018 暦年中の受取抛出油量は約 1,536.6 百万トン (60 か国)

= 15 万トンを超えて原重油を受け取った各国内事業体(約 320 社)の受け取り数量の積算
(前年比▲約 43.3 百万トン / ▲約 2.7%)

・受取量 15 万トン以下 = 43 か国 = 15 万トンを超えて原重油等を受け取った事業体が国内に 1 つも無かったということ ; その旨の報告がなされた。

・未報告 15 か国 = 報告そのものがなされなかった。

・次の 4 か国は、過去において油量報告を行っていない年が計 5 か年以上ある。

ドミニカ共和国(20 年)、セントルシア(11 年)、シリア(10 年)及びアルバニア(6 年)

ドミニカ共和国とシリアは加盟国になって以降、油量報告を 1 回も行っていない。

④ 2018 暦年も前年から引き続き、インドが最大抛出国で、日本は第 2 位。以下、韓国、イタリア、オランダの順。

	加盟国	拠出油量(トン)	割合		加盟国	拠出油量(トン)	割合
1	インド	224,119,775	14.59%	31	ブルガリア	5,958,184	0.39%
2	日本	185,997,158	12.10%	32	ニュージーランド	5,695,174	0.37%
3	韓国	143,190,093	9.32%	33	デンマーク	5,563,171	0.36%
4	イタリア	111,895,688	7.28%	34	ベルギー	4,978,402	0.32%
5	オランダ*	110,511,447	7.19%	35	セントルシア	3,754,941	0.24%
6	シンガポール	95,964,962	6.25%	36	キュラソー*	3,626,843	0.24%
7	スペイン	78,212,787	5.09%	37	メキシコ	3,474,503	0.23%
8	フランス	58,926,952	3.83%	38	トリニダードトバゴ	3,159,721	0.21%
9	タイ	52,302,230	3.40%	39	アイルランド	2,985,991	0.19%
10	英国	50,420,120	3.28%	40	アルバ*	2,868,375	0.19%
11	カナダ	43,818,966	2.85%	41	コートジボワール	2,595,089	0.17%
12	ギリシャ	30,476,969	1.98%	42	エクアドル	2,523,353	0.16%
13	マレーシア	28,249,065	1.84%	43	エストニア	2,445,547	0.16%
14	トルコ	26,429,002	1.72%	44	ジャマイカ	2,403,549	0.16%
15	スウェーデン	21,902,968	1.43%	45	マルタ	2,224,591	0.14%
16	アラブ首長国連邦	21,636,415	1.41%	46	ウルグアイ	2,127,866	0.14%
17	ドイツ	21,070,868	1.37%	47	スリランカ	1,977,268	0.13%
18	オーストラリア	20,591,034	1.34%	48	コロンビア	1,902,963	0.12%
19	南アフリカ	20,426,819	1.33%	49	セネガル	1,474,654	0.10%
20	イスラエル	14,570,932	0.95%	50	バブアニューギニア	1,197,711	0.08%
21	フィンランド	13,947,986	0.91%	51	チュニジア	1,178,042	0.08%
22	ポルトガル	13,308,246	0.87%	52	キプロス	817,999	0.05%
23	フィリピン	12,801,794	0.83%	53	モロッコ	814,586	0.05%
24	ノルウェー	12,058,685	0.78%	54	ニカラグア	800,853	0.05%
25	ポーランド	11,584,150	0.75%	55	モーリシャス	773,166	0.05%
26	リトアニア	9,661,824	0.63%	56	カタール	631,189	0.04%
27	ベネズエラ	9,389,318	0.61%	57	カメルーン	596,805	0.04%
28	クロアチア	8,387,210	0.55%	58	アルジェリア	370,983	0.02%
29	バハマ	8,228,248	0.54%	59	タンザニア	297,723	0.02%
30	中国(香港)**	7,101,724	0.46%	60	アンティグアバーブーダ	183,963	0.01%
					合計	1,536,586,640	100.00%

* オランダ及びオランダ領であるアルバ、キュラソー及びシント・マールテン(高度な自治が認められている3構成国)は別個に拠出油量を報告している。また、これら3構成国は追加基金には加盟していない。

** 中国は香港特別行政区のみが対象。

(3) 追加基金

- ① 補償限度額は船主と92年基金の補償を含めてSDR 750百万/件(約1,112.0億円；船主賠償及び92年基金の補償額の控除後の追加基金負担額は811.0億円まで)
- ② 2020年3月末時点の加盟国は32か国
- ③ 2018暦年中の受取拠出油量は約1,1001.1百万トン(拠出者数約130)
(前年比+約10.0百万トン / +約1.0%)

・未報告1か国(バルバドス)

加盟国	拠出油量(トン)	割合	加盟国	拠出油量(トン)	割合
1 日本	185,997,158	18.58%	17 ポーランド	11,584,150	1.16%
2 韓国	143,190,093	14.30%	18 リトアニア	9,661,824	0.97%
3 イタリア	111,895,688	11.18%	19 クロアチア	8,387,210	0.84%
4 オランダ	110,511,447	11.04%	20 ニューージーランド	5,695,174	0.57%
5 スペイン	78,212,787	7.81%	21 デンマーク	5,563,171	0.56%
6 フランス	58,926,952	5.89%	22 ベルギー	4,978,402	0.50%
7 英国	50,420,120	5.04%	23 アイルランド	2,985,991	0.30%
8 カナダ	43,818,966	4.38%	24 エストニア	2,445,547	0.24%
9 ギリシャ	30,476,969	3.04%	25 コンゴ *	1,000,000	0.10%
10 トルコ	26,429,002	2.64%	26 ハンガリー *	1,000,000	0.10%
11 スウェーデン	21,902,968	2.19%	27 ラトビア *	1,000,000	0.10%
12 ドイツ	21,070,868	2.10%	28 モンテネグロ *	1,000,000	0.10%
13 オーストラリア	20,591,034	2.06%	29 モロッコ *	1,000,000	0.10%
14 フィンランド	13,947,986	1.39%	30 スロバキア *	1,000,000	0.10%
15 ポルトガル	13,308,246	1.33%	31 スロベニア *	1,000,000	0.10%
16 ノルウェー	12,058,685	1.20%	合計	1,001,060,438	100.00%

* 追加基金では、最低でも 100 万トンを受取油量と見做す規定がある。

第 25 位のコンゴ共和国以降の国々は 92 年基金への報告油量が零。

(4) 2019 年年次拠出金 (£ 1 = 141.11 円(2020 年 2 月 28 日))

① 92 年基金

徴収 (2020 年 3 月 1 日支払期限)

- 一般基金： £ 2.3 百万 (約 3.2 億円)

(事務局の運営費用 + 補償金額等が SDR 400 万までの事故の補償を賄う)

- 大規模クレーム基金： £ 8.6 百万 (約 12.1 億円)

・Nesa R3 徴収： £ 3.6 百万 (約 5.1 億円) (2013 年 6 月 ; オマーン)

・Agia Zoni II 徴収： £ 5.0 百万 (約 7.1 億円) (2017 年 9 月 ; ギリシャ)

② 追加基金

徴収無し (同基金関与する事故はこれまで発生していない)

(5) 拠出金の送金代行業務

当協会は会員会社への拠出金額の連絡及び希望する会員のための IOPC 基金への拠出金の送金代行業務(英ポンドの為替予約を含む)を行っている。

(6) 2019 年特定油受取量報告

当協会は会員会社の特定油受取量を取り纏めて国土交通省 海事局へ報告している(毎年 2 月 15 日締切)。当期は 2019 暦年の特定油受取量を報告した。

2019 暦年及び 2018 暦年の特定油受取量は次のとおり(単位：トン)。

	2019暦年	2018暦年	増減	前年比
PIMA会員	175,144,283	181,377,438	-6,233,155	96.6%
その他	2,276,962	4,619,720	-2,342,758	49.3%
合計	177,421,245	185,997,158	-8,575,913	95.4%
PIMA比率	98.7%	97.5%	1.2%	-

- ・PIMA 会員で受取量 15 万トン以下の会員(7 社あり)の受取量は含まれない。
- ・「その他」には、電力会社、共同火力会社、日本国内で原油備蓄を行っている中東産油国の 国営石油会社の関連会社等が含まれる。

3. 2010 年 HNS 条約関連(2010 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約)——経緯と現状

① 署名(9 か国)：ルウエー・カナダ・トルコ・デンマーク・オランダ・ドイツ・フランス・ギリシャ・南アフリカ

② 批准：(発効要件 3 つの内の 1 つは 12 か国以上の批准)

2017 年 4 月：ルウエー

2018 年 4 月：カナダ・トルコ

7 月：デンマーク

2019 年 7 月：南アフリカ (既批准 5 か国；内、4 か国が 200 万総トンを保有
= 発効要件の 1 つを既に充足)

→ 一般貨物数量 5 か国計 9.79 百万トン

(発効要件の 1 つである同 40 百万トンの約 24%)

③ 2018 年 10 月：IOPC 基金総会 = HNS 基金事務局を担う前提で、HNS 条約発効後の詳細検討を、批准国が 12 か国以上となった時点で開始することに合意(それまでは動かず)

④ 日本の対応 (2018 年度以降の流れ)

・国土交通省が調査費を 2018 年度予算に計上し、「2010 年 HNS 条約の国内法制化に関する検討委員会」を設置

委員長：藤田 友敬 東京大学教授 / 事務局：公益財団法人 日本海事センター

・国土交通省が関係業界団体に説明会を実施(当協会会員向けは 6 月 19 日)

・上記「委員会」開催：計 3 回(以下、各会合の議題等)

第1回：2018年6月21日

- ・本条約の概要、国内法制化に係る論点及び国内法制化に向けた対応
- ・関連各業界に対して7月中の意見書提出が要請された
- ・当協会の対応：会員からの意見を集約し、7月19日に国土交通省宛てに意見書を提出

第2回：2018年8月3日

- ・国内法制化等に係る各団体の意見
- ・各団体の意見を踏まえた今後の対応
- ・意見書：石油を含む、抛出の可能性のある業界の殆どが反対
→ 次期通常国会への法案提出は見送り(但し、本「委員会」での検討は継続)

第3回：2019年3月18日

- ・条約発効に向けた国際的動向
- ・今後の検討及び共有すべき情報

2019年度 第1回：2020年3月30日

新型コロナ・ウィルス感染症への懸念から開催が中止され、メールでの資料、意見及び質問の遣り取りが4月1日にかけて行われた。PIMAは従来の主張を繰り返した。

4. OCIMF 関連

(1) 会員数：2020年3月末時点で約110社。

当協会会員の中では、出光興産株式会社及びJXTGエネルギー株式会社の2社がOCIMF会員であり、当協会がこれら2社を代表している。

以上